

第一級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A-1 次の記述は、船舶局の開設の手続について述べたものである。電波法（第6条）及び無線局免許手続規則（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ①  A に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- (1) 目的 (2) 開設を必要とする理由 (3) 通信の相手方及び通信事項 (4) 無線設備の設置場所  
 (5)  B 及び空中線電力 (6) 希望する運用許容時間  
 (7) 無線設備（注）の工事設計及び  C  
注 電波法第30条（安全施設）及び第32条（計器及び予備品の備付け）の規定により備え付けなければならない設備を含む。以下②において同じ。  
 (8) 運用開始の予定期日  
 (9) その船舶に関する次の事項  
 イ 所有者 ロ 用途 ハ 総トン数 ニ 航行区域 ホ  D ヘ 信号符字  
 ト その他電波法第6条第3項に掲げる事項
- ② ①により申請書に添付する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、無線局事項書には無線設備の工事設計に係る事項以外の事項を、工事設計書には無線設備の工事設計に係る事項をそれぞれ記載するものとする。

|   | A                    | B                  | C         | D      |
|---|----------------------|--------------------|-----------|--------|
| 1 | 船舶局の免許を受けようとする者は、申請書 | 電波の型式並びに希望する周波数の範囲 | 工事着手の予定期日 | 船籍港    |
| 2 | 船舶局を開設しようとする者は、届書    | 電波の型式、周波数          | 工事落成の予定期日 | 船籍港    |
| 3 | 船舶局の免許を受けようとする者は、申請書 | 電波の型式並びに希望する周波数の範囲 | 工事落成の予定期日 | 主たる停泊港 |
| 4 | 船舶局を開設しようとする者は、届書    | 電波の型式、周波数          | 工事着手の予定期日 | 主たる停泊港 |
| 5 | 船舶局の免許を受けようとする者は、申請書 | 電波の型式、周波数          | 工事落成の予定期日 | 主たる停泊港 |

A-2 次の記述は、総務大臣の行う電波の利用状況の調査等について述べたものである。電波法（第26条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、 A の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね  B ごとに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。
- ② 総務大臣は、必要があると認めるときは、 C 、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。
- ③ 総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価するものとする。
- ④ 総務大臣は、利用状況調査を行ったとき及び③により評価したときは、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を公表するものとする。
- ⑤ 総務大臣は、③の評価の結果に基づき、 A を作成し、又は変更しようとする場合において必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該  A の作成又は変更が  D に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。

|   | A         | B  | C             | D        |
|---|-----------|----|---------------|----------|
| 1 | 無線設備の技術基準 | 5年 | ①の事項以外の事項について | 電波の有効利用  |
| 2 | 周波数割当計画   | 3年 | ①の事項以外の事項について | 免許人又は登録人 |
| 3 | 周波数割当計画   | 5年 | ①の事項以外の事項について | 電波の有効利用  |
| 4 | 周波数割当計画   | 3年 | ①の期間の中間において   | 免許人又は登録人 |
| 5 | 無線設備の技術基準 | 3年 | ①の期間の中間において   | 免許人又は登録人 |

A-3 無線設備の変更の工事について総務大臣の許可を受けた免許人は、どのような手続をとった後でなければ、その許可に係る無線設備を運用することができないか。電波法（第18条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、その工事の結果を記載した書面を添えてその旨を総務大臣に届け出た後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 2 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、許可に係る無線設備を運用しようとするときは、申請書に、その工事の結果を記載した書面を添えて総務大臣に提出し、許可を受けた後でなければ、その許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 3 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務省令で定める場合を除き、総務大臣の検査を受け、当該無線設備の変更の工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 4 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務省令で定める場合を除き、登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）の検査を受け、当該無線設備の変更の工事の結果が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。

注1 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

注2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

A-4 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示とその内容が適合しないものはどれか。下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

| 区分<br>番号 | 電波の型式<br>の記号 | 電波の型式             |   |                  |
|----------|--------------|-------------------|---|------------------|
|          |              | 主搬送波の変調の型式        | 主搬送波を変調する信号の性質                            | 伝送情報の型式          |
| 1        | G1B          | 角度変調で位相変調         | デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの | 電信（自動受信を目的とするもの） |
| 2        | F2B          | 角度変調で周波数変調        | デジタル信号である2以上のチャネルのもの                      | 電信（自動受信を目的とするもの） |
| 3        | J3E          | 振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯 | アナログ信号である単一チャネルのもの                        | 電話（音響の放送を含む。）    |
| 4        | P0N          | パルス変調で無変調パルス列     | 変調信号のないもの                                 | 無情報              |

A-5 次の記述は、義務船舶局の無線設備について述べたものである。無線設備規則（第38条及び第38条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、 A を使用するものの空中線は、 B に設置されたものでなければならない。
- ② ①の無線電話は、航海船橋において通信できるものでなければならない。
- ③ 義務船舶局に備えなければならない無線設備（遭難自動通報設備を除く。）は、通常操船する場所において、 C を送り、又は受けることができるものでなければならない。
- ④ 義務船舶局に備えなければならない  D は、通常操船する場所から遠隔制御できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合は、この限りでない。
- ⑤ ②から④までの規定は、船体の構造その他の事情により総務大臣が当該規定によることが困難又は不合理であると認め、て別に告示する無線設備については、適用しない。

|   | A             | B              | C                     | D                                   |
|---|---------------|----------------|-----------------------|-------------------------------------|
| 1 | F3E電波156.8MHz | 船舶の<br>できる限り上部 | 遭難通信                  | 衛星非常用位置指示無線標識                       |
| 2 | F3E電波156.8MHz | 航海船橋の近く        | 遭難通信及び航行の<br>安全に関する通信 | 衛星非常用位置指示無線標識及び<br>捜索救助用レーダートランスポンダ |
| 3 | J3E電波2,182kHz | 航海船橋の近く        | 遭難通信及び航行の<br>安全に関する通信 | 衛星非常用位置指示無線標識及び<br>捜索救助用レーダートランスポンダ |
| 4 | J3E電波2,182kHz | 船舶の<br>できる限り上部 | 遭難通信                  | 衛星非常用位置指示無線標識                       |

**A-6** 次の記述は、遭難通信責任者の配置について述べたものである。電波法（第50条）及び電波法施行規則（第35条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの義務船舶局には、遭難通信責任者（その船舶における  **A** に関する事項を統括管理する者をいう。）として、総務省令で定める無線従事者であって、船舶局無線従事者証明を受けているものを配置しなければならない。
- ② ①の総務省令で定める無線従事者は、次の(1)から(3)までのいずれかの資格を有する者とする。
  - (1) 第一級総合無線通信士又は第一級海上無線通信士
  - (2) 第二級海上無線通信士
  - (3) 第三級海上無線通信士
- ③ 遭難通信責任者は、当該無線局に選任されている無線従事者のうち、②の(1)から(3)までの  **B** とする。
- ④  **C** は、遭難通信責任者が病気その他やむを得ない事情によりその職務を行うことができないときは、当該無線局に選任されている無線従事者のうちから遭難通信責任者に代わってその職務を行う者を指名することができる。

| A                 | B                     | C       |
|-------------------|-----------------------|---------|
| 1 遭難通信            | 順序に従い、できるだけ上位の資格を有する者 | 無線局の免許人 |
| 2 遭難通信、緊急通信及び安全通信 | 順序に従い、できるだけ上位の資格を有する者 | 船舶の責任者  |
| 3 遭難通信            | うち、主任無線従事者の選任の届出がされた者 | 船舶の責任者  |
| 4 遭難通信、緊急通信及び安全通信 | うち、主任無線従事者の選任の届出がされた者 | 無線局の免許人 |

**A-7** 海上移動業務の無線局を運用する場合における免許状に記載された事項の遵守に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。
- 2 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

**A-8** 海上移動業務の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第26条、第14条及び第18条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち、相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 2 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。
- 3 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「各局」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。

**A-9** 義務船舶局の無線設備の機能試験に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第6条、第7条及び第8条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中毎日1回以上、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。
- 2 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎月1回以上当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確認しておくなければならない。
- 3 インマルサット高機能グループ呼出受信機を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎日1回以上、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確認しておくなければならない。
- 4 義務船舶局の遭難自動通報設備においては、その船舶の航行中毎月1回以上、別に告示する方法により、当該設備の試験機能を用いて、その無線設備の機能を確認しておくなければならない。

A-10 次の記述は、海上移動業務の無線局の聴守義務について述べたものである。電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第44条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局であって、F1B電波  A 、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波156.525MHzの指定を受けているものは、常時、次の(1)から(4)までに掲げる周波数のうち、その無線局が指定を受けているもので、聴守をしなければならない。
- (1) F1B電波  A
- (2) F1B電波8,414.5kHz
- (3) F1B電波4,207.5kHz、6,312kHz、12,577kHz及び16,804.5kHz（船舶局の場合にあつては、これらの電波のうち、時刻、季節、地理的位置等に応じ、適当な海岸局と通信を行うため適切な  B  とする。）
- (4) F2B電波156.525MHz
- ② 海岸局にあつては、F3E電波156.8MHzの指定を受けているものは、 C 、その周波数で聴守をしなければならない。
- ③ F3E電波156.65MHz又は156.8MHzの指定を受けている  D  は、その船舶が特定海域（注1）及び特定港の区域（注2）を航行中常時、これらの周波数で、聴守をしなければならない。
- 注1 特定海域とは、海上交通安全法第1条第2項の規定による同法を適用する海域をいう。  
注2 特定港の区域とは、港則法第3条第2項に規定する特定港の区域をいう。
- ④ 無線局運用規則第44条（聴守電波等）において定める場合には、①から③に掲げる聴守をすることを要しない。

| A            | B     | C         | D  |
|--------------|-------|-----------|--|
| 1 2,187.5kHz | 一の周波数 | その運用義務時間中 | 船舶局（旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するものの船舶局に限る。） |
| 2 2,187.5kHz | 二の周波数 | 常時        | 船舶局（旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するものの船舶局に限る。） |
| 3 2,182kHz   | 二の周波数 | その運用義務時間中 | 船舶局  |
| 4 2,182kHz   | 一の周波数 | 常時        | 船舶局  |
| 5 2,187.5kHz | 一の周波数 | その運用義務時間中 | 船舶局  |

A-11 次の記述は、海上移動業務における無線電話による試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第39条、第14条及び第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする  A  によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)から(3)までの事項を順次送信し、更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「 B 」の連続及び自局の呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、「 B 」の連続及び自局の呼出名称の送信は、10秒間を超えてはならない。
- (1) ただ今試験中 3回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 3回
- ② ①の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、 C  を確かめなければならない。

| A                      | B       | C                   |
|------------------------|---------|---------------------|
| 1 電波の周波数及びその他必要と認める周波数 | 試験電波発射中 | 他の無線局の通信に混信を与えないこと  |
| 2 電波の周波数               | 本日は晴天なり | 他の無線局の通信に混信を与えないこと  |
| 3 電波の周波数               | 試験電波発射中 | 他の無線局から停止の要求がないかどうか |
| 4 電波の周波数及びその他必要と認める周波数 | 本日は晴天なり | 他の無線局から停止の要求がないかどうか |

A-12 次の記述は、海上移動業務における他の無線局の遭難警報の中継の送信等について述べたものである。無線局運用規則（第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶又は航空機が遭難していることを知った船舶局、船舶地球局、海岸局又は海岸地球局は、次の(1)及び(2)に掲げる場合には、遭難警報の中継又は遭難通報を送信しなければならない。
- (1) 遭難している船舶の船舶局、遭難している船舶の船舶地球局、遭難している航空機の航空機局又は遭難している航空機の航空機地球局が  A 遭難警報又は遭難通報を送信することができないとき。
- (2) 船舶、海岸局又は海岸地球局の  B が救助につき更に遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認められたとき。
- ② 無線局運用規則第83条（遭難通信の宰領）第4項の規定により  C 無線局は、遭難した船舶の救助につき遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認められたときは、その送信をしなければならない。

| A           | B          | C                 |
|-------------|------------|-------------------|
| 1 遭難通信用の電波で | 責任者        | 遭難警報に応答した         |
| 2 遭難通信用の電波で | 責任者又は無線従事者 | 遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う |
| 3 自ら        | 責任者又は無線従事者 | 遭難警報に応答した         |
| 4 自ら        | 責任者        | 遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う |

A-13 緊急通信の取扱い等に関する次の記述のうち、電波法（第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- 2 海岸局又は船舶局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちにその海岸局又は船舶局の責任者に通報するとともに無線局運用規則第59条（各局あて同報）の規定により通信可能の範囲内にあるすべての無線局にその緊急通報を送信しなければならない。
- 3 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間（モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- 4 モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。

A-14 次の記述は、安全通信について述べたものである。電波法（第52条及び第68条）及び無線局運用規則（第99条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 安全通信とは、 A 安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ② 海岸局等（注）は、速やかに、かつ、確実に安全通信を取り扱わなければならない。  
注 海岸局等とは、海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。以下③及び④において同じ。
- ③ 海岸局等は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が  B その安全通信を受信しなければならない。
- ④ 海岸局等において、安全信号又は電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第3項に規定する方法により行われた通信を受信したときは、遭難通信及び緊急通信を行う場合を除くほか、これに混信を与える一切の通信を中止して直ちにその安全通信を受信し、必要に応じてその要旨をその  C に通知しなければならない。

| A                             | B                 | C                        |
|-------------------------------|-------------------|--------------------------|
| 1 船舶又は航空機が急迫の危険に陥る虞がある場合に     | 自局に関係のないことを確認するまで | 海岸局、海岸地球局、船舶局又は船舶地球局の責任者 |
| 2 船舶又は航空機が急迫の危険に陥る虞がある場合に     | 終了するまで            | 海岸局、海岸地球局又は船舶の責任者        |
| 3 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために | 終了するまで            | 海岸局、海岸地球局、船舶局又は船舶地球局の責任者 |
| 4 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために | 自局に関係のないことを確認するまで | 海岸局、海岸地球局又は船舶の責任者        |

A-15 次に掲げる場合のうち、総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合に該当しないものはどれか。電波法（第28条及び第72条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の発射する電波の周波数の幅が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波の周波数の安定度が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 3 無線局の発射する電波の周波数の偏差が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 4 無線局の発射する電波の高調波の強度等が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。

A-16 次の事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めた場合は、その事実
- 2 船舶局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた場合は、その事実及び措置の内容
- 3 無線局の検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その事実及び措置の概要
- 4 無線局運用規則第6条に規定する義務船舶局等の無線設備の機能試験及び同規則第7条に規定する双方向無線電話の機能試験を行ったときは、その結果の詳細

A-17 無線局からの混信の防止に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、識別表示のない信号の伝送を行ってはならない（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
- 2 送信局は、業務を満足に行うため必要な最小限の電力で輻射しなければならない。
- 3 混信を避けるために、送信局の無線設備及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の無線設備は、特に注意して選定しなければならない。
- 4 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。

A-18 次の記述は、遭難の呼出し及び通報並びに虚偽の遭難信号等について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第46条及び第47条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、 A  B 受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。
- ② 構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置をとること並びにこれらの信号を発射する  C 探知し及び  D ために協力することを約束する。

| A                  | B           | C                | D            |
|--------------------|-------------|------------------|--------------|
| 1 いずれから発せられたかを問わず  | 絶対的優先順位において | 自国の管轄の下にある局を     | 識別する         |
| 2 自国の領域内で発せられた場合には | 速やかにこれを     | 自国の管轄の下にある局を     | 発射を禁止する措置をとる |
| 3 いずれから発せられたかを問わず  | 速やかにこれを     | いずれの国の管轄の下にある局をも | 識別する         |
| 4 自国の領域内で発せられた場合には | 絶対的優先順位において | いずれの国の管轄の下にある局をも | 発射を禁止する措置をとる |

A-19 次の記述は、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における遭難通信について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が重大かつ急迫な  A 、即時の救助を求めていることを示す。
- ② 遭難警報は、一般通信チャネルにおいて  B 、若しくは地球から宇宙向けの衛星EPIRBのために留保された遭難及び安全のための専用の周波数のいずれかで、衛星を経由して送信され、又はデジタル選択呼出しのためにMF帯、HF帯及びVHF帯で指定された遭難及び安全のための周波数で送信される。
- ③ 遭難警報又は遭難呼出し及びそれに続く遭難通報は、移動局又は移動地球局を有する船舶、航空機その他の移動体の責任者の命令によってのみ送信する。
- ④ MF帯、HF帯及びVHF帯の遭難及び安全のための周波数で送信された遭難警報又は遭難呼出しを受信したすべての局は、 C 、それに続く遭難通信に備える。
- ⑤ 遭難警報又は遭難呼出しを受信した船舶局又は船舶地球局は、できる限り速やかに、船舶の  D  にその遭難警報の内容を通報する。

| A                        | B                  | C                            | D                |
|--------------------------|--------------------|------------------------------|------------------|
| 1 危険にさらされており             | 絶対的な優先順位で          | 遭難通信に混信を与える虞のあるいかなる送信も直ちに中止し | 指揮者又は責任者         |
| 2 危険にさらされており、又はさらされる虞があり | 他の通信と区別することなく自動接続で | いかなる送信も中止し                   | 指揮者又は責任者及び救助調整本部 |
| 3 危険にさらされており             | 他の通信と区別することなく自動接続で | 遭難通信に混信を与える虞のあるいかなる送信も直ちに中止し | 指揮者又は責任者及び救助調整本部 |
| 4 危険にさらされており、又はさらされる虞があり | 他の通信と区別することなく自動接続で | いかなる送信も中止し                   | 指揮者又は責任者         |
| 5 危険にさらされており             | 絶対的な優先順位で          | 遭難通信に混信を与える虞のあるいかなる送信も直ちに中止し | 指揮者又は責任者及び救助調整本部 |

A-20 次の記述は、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における船舶局又は船舶地球局による遭難警報又は遭難呼出しの送信について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶から陸上向けの遭難警報又は遭難呼出しは、船舶が遭難していることを  A  を経由して救助調整本部に警報するために使用する。これらの警報は、衛星経由（船舶地球局又は衛星EPIRBから）の送信の利用及び地上業務（船舶局及びEPIRBから）の利用を基本とする。
- ② 船舶から船舶向けの遭難警報は、遭難船舶の付近にある他の船舶に警報するために使用するものであり、VHF帯及びMF帯における  B  の使用を基本とする。さらに、HF帯を使用することができる。
- ③ デジタル選択呼出手順のための装置を備える船舶局は、できる限り多くの船舶の注意を喚起するため、遭難警報に引き続いて直ちに  C 。
- ④ デジタル選択呼出手順のための装置を備えていない船舶局は、実効的な場合には、周波数156.8MHz（VHFチャンネル16）で無線電話による遭難呼出し及び遭難通報を送信して遭難通信を開始する。

| A              | B         | C                      |
|----------------|-----------|------------------------|
| 1 他の船舶局又は船舶地球局 | デジタル選択呼出し | 遭難呼出しを送信しなければならない      |
| 2 海岸局又は海岸地球局   | デジタル選択呼出し | 遭難呼出し及び遭難通報を送信することができる |
| 3 他の船舶局又は船舶地球局 | 無線電話      | 遭難呼出し及び遭難通報を送信することができる |
| 4 海岸局又は海岸地球局   | 無線電話      | 遭難呼出しを送信しなければならない      |

B-1 次の記述は、無線局の免許がその効力を失ったときに執るべき措置等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで、第78条及び第113条）及び電波法施行規則（第42条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許人（包括免許人を除く。）は、その無線局を廃止するときは、 ならない。
- ② 免許人（包括免許人を除く。）が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 にその免許状を  しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ ④の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、船舶局の衛星非常用位置指示無線標識、捜索救助用レーダートランスポンダ及び捜索救助用位置指示送信装置については、 とする。
- ⑥ ④の規定（電波法第78条）に違反した者は、 に処する。

- |                  |                      |              |      |             |
|------------------|----------------------|--------------|------|-------------|
| 1 総務大臣の許可を受けなければ | 2 その旨を総務大臣に届け出なければ   |              |      |             |
| 3 3箇月以内          | 4 1箇月以内              | 5 返納         | 6 廃棄 | 7 電池を取り外すこと |
| 8 送信機を撤去すること     | 9 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 | 10 30万円以下の罰金 |      |             |

B-2 次の記述は、義務船舶局等（注1）の無線設備であって総務省令で定めるものの操作について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第32条の10）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注1 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下①及び②において同じ。

① 義務船舶局等の無線設備であって総務省令で定めるものの操作（注2）は、次の者でなければ行ってはならない（注3）。

(1) 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる

(2) (1)の無線従事者以外の者であって、次のイ及びロに掲げる要件を満たす無線従事者の監督を受けるもの

イ (1)の無線従事者であって、無線設備の操作の監督を行うものとして選任された者

ロ 総務大臣に対しその選任の届出がされた者

注2 簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。

3 船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

② ①の総務省令で定める義務船舶局等の無線設備は、次のとおりとする（注4）。

注4 ただし、航海の様態が特殊な船舶の無線設備その他総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が特に認めるものについては、この限りでない。

(1) 次のイからハまでに掲げる船舶の義務船舶局の  であって、 が可能なもの

イ 旅客船（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものであって、国際航海に従事しないものを除く。）

ロ 旅客船及び漁船（注5）以外の船舶（国際航海に従事する総トン数300トン未満のもの（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものに限る。）及び国際航海に従事しないものを除く。）

注5 専ら海洋生物を採捕するためのもの以外のもので国際航海に従事する総トン数300トン以上のものを除く。以下ハにおいて同じ。

ハ 漁船（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものを除く。）

(2) (1)のイからハまでに掲げる船舶に開設された  （電波法施行規則第28条の2（義務船舶局等の無線設備の条件等）第1項に規定するものに限る。）

③  の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①にかかわらず、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、 でなければ行ってはならない。

- |                                |   |
|--------------------------------|---|
| 1 無線従事者であって、船舶局無線従事者証明を受けているもの | 2 無線従事者であって、別に定める業務経歴を有するもの               |
| 3 超短波帯の無線設備                    | 4 超短波帯の無線設備、中短波帯の無線設備並びに中短波帯及び短波帯の無線設備    |
| 5 デジタル選択呼出装置による通信              | 6 デジタル選択呼出装置による通信及び無線電話又は狭帯域直接印刷電信装置による通信 |
| 7 インマルサット船舶地球局の無線設備            | 8 遭難自動通報設備及び船舶自動識別装置                      |
| 9 無線電信                         | 10 モールス符号を送り、又は受ける無線電信                    |

- B-3** 遭難警報等を受信した船舶局の執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の5）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを**1**、この規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。
- ア** 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- イ** 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数（デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合の周波数）で聴守を行わなければならない。
- ウ** 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、当該遭難警報を適当な海岸局に通報しなければならない。
- エ** 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯の周波数の電波により送信された遭難警報を受信し、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、当該遭難警報に対していずれの海岸局の応答も認められないときは、通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対して遭難警報の中継を行うとともに、当該遭難警報に対する応答があるまで引き続き聴守を行わなければならない。
- オ** 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によって海岸局と通信を行うことができない海域にあるとき以外のとき、又は当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるとき以外のときは、通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対して遭難警報の中継を行うとともに、当該遭難警報を適当な海岸局に通報しなければならない。
- B-4** 無線局の免許人が国に納めるべき電波利用料に関する次の記述のうち、電波法（第103条の2）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを**1**、この規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。
- ア** 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して30日以内及びその後毎年その応当日（注1）から起算して30日以内に、当該無線局の起算日（注2）から始まる各1年の期間について、電波法（別表第6）において無線局の区分に従って定める一定の金額を国に納めなければならない。
- 注1 応当日とは、その無線局の免許の日に対応する日（対応する日がない場合は、その翌日）をいう。  
2 起算日とは、その無線局の免許の日又は応当日をいう。（以下イ及びウにおいて同じ。）
- イ** 免許人（包括免許人を除く。）は、当該無線局の起算日から始まる各1年の期間について電波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納することができる。
- ウ** 免許人（包括免許人を除く。）は、当該無線局の起算日から始まる各1年の期間について電波利用料を納めるときには、当該電波利用料を2回に分割して納付することができる。
- エ** 総務大臣は、電波利用料を納付しようとする者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による電波利用料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが電波利用料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。
- オ** 総務大臣は、電波利用料を納めない者があるときは、督促状によって、期限を指定して督促するとともに、その職員を無線局に派遣し、電波法第73条第5項の検査（臨時検査）をさせることができる。
- B-5** 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際航海に従事する船舶の義務船舶局であって国際通信を行うものに備付けを要するものを**1**、これに備付けを要しないものを**2**として解答せよ。
- ア** 無線従事者選解任届の写し
- イ** 海岸局及び特別業務の局の局名録
- ウ** 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- エ** 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧
- オ** 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則